

○須高行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和40年12月3日条例第3号)

改正 昭和52年6月15日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 職員の服務の宣誓については、須坂市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年須坂市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。